

審理員候補者名簿(企画部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
企画部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部総合政策課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部総合政策課の副課長又は班長(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)の職にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部広域調整課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部広域調整課の副課長の職にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部計画課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部計画課の副課長又は班長の職にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部地域振興課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部地域振興課の副課長又は班長の職にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部SDGs推進課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部SDGs推進課の副課長又は班長の職にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部万博推進局万博推進課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部万博推進局万博推進課の副課長の職にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部情報政策課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部情報政策課の副課長の職にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部デジタル改革課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部デジタル改革課の副課長の職にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者
企画部統計課が所掌する事務に係る処分等	1 企画部統計課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 企画部総務課の副課長の職にある者